

認可外保育施設の 保育料を補助します

子育て支援課 ☎ 66-1107

認可外保育施設に入所している第3子以降の3歳未満児の令和元年度分の保育料を補助します。

対象施設 おひさまキッズ、光の園、
その他事業所内託児施設など

対象 次のすべてに該当している
保護者

- ①保護者、児童とも市内に住居票がある
- ②18歳未満の子どもを3人以上養育している
- ③第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている（15日以上）の月極め利用をしていること。一時保育の利用は不可
- ④市の保育園入所基準を満たしている

補助金額 保護者が対象施設に支払った令和元年度分の保育料（月額53,000円以内）

※施設等利用給付を受けている場合は、その額を控除します。

申し込み 4月3日昼までに直接子育て支援課へ。

青少年団体等互助会に加入を

体育課 ☎ 66-1222

少ない加入金で、団体の活動を応援する互助会です。活動中に傷害事故が起きた場合、見舞金を給付します。

加入資格 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上のスポーツ団体・生涯学習団体など

年会費 大人 200円

高校生以下 50円

加入期間 4月1日以降で会費を納入した日～令和3年3月31日

条件 見舞金は通院3日以上。給付額は治療日数による。

申し込み 4月1日～直接市民体育センターへ。

問合せ先 青少年団体等互助会事務局（市民体育センター内）☎ 69-3241



タクシーチケット配布

●高齢者割引タクシーチケット

交通防犯課 ☎ 66-1156

ところ 市役所1階ロビー

対象 満70歳以上の市民

持ち物 運転免許証、保険証など住所・氏名・生年月日のわかる身分証明書（代理の場合は、利用者本人の上記のうちいずれかの証明書）

●福祉タクシー券

福祉課 ☎ 66-1106

ところ 福祉課

対象 自動車税・軽自動車税の減免を受けていない、次の条件に該当する市民

○身体障がい者

・下肢・体幹・視覚障がい…1～3級

・内部障がい…1～3級

※重複障がいの場合はそれぞれの部位別の等級で判定します。

○知的障がい者…A・B判定

○精神障がい者…1・2級

持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

【共通事項】

配布開始 3月26日～

使用開始 4月1日～

国民健康保険の加入・脱退の手続き

こんなときは異動があった日から14日以内に届出を

新年度を迎え、就職・転職・退職などにより、健康保険に加入、脱退された場合には忘れずに届出をしましょう。

	事由	持ち物	届出先
加入	職場の健康保険をやめた 被扶養者から外れた	健康保険資格喪失証明書 (会社で作成)	保険年金課
	市外から転入してきた	転出証明書	市民課
	子どもが生まれた	親の保険証、母子健康手帳	
脱退	職場の健康保険に加入した	保険証（国保）、職場の健康保険証	保険年金課
	死亡した・市外へ転出する	保険証	市民課
その他	市内転居、世帯や世帯主が変わった	世帯全員の保険証	市民課、保険年金課
	修学などのため市外へ転出する	保険証、在学証明書など	保険年金課

※国保への加入・脱退の届出が遅れた場合は、保険年金課で届出を行ってください。

共通持ち物

- ・印鑑
- ・世帯主および異動する方全員のマイナンバーが分かるもの
- ・来庁する方の身分証明書（顔写真付き1点または顔写真なし2点）

保険年金課 ☎ 66-1103